

《翻訳》

英米知的財産権法関連判決集〔公正な要約〕

松 川 実

《目次》

- (1) Austen v Cave (1739), NA, C11 1552/3, C33 371/493, 535, 586, 373/41, 224, 415, 535
- (2) Dodsley v Kinnersley (1761), Amb. 403
- (3) Bell v Walker and Debrett (1785), 28 E.R. 1235
- (4) Roworth v Wilkes (1807), 1 Camp. 94
- (5) Wilkins v Aikin (1810), 34 E.R. 163
- (6) Bramwell v Halcomb (1836), 3 Mylne & C. 737, 738

- (1) Austen v Cave (1739), NA, C11 1552/3, C33 371/493, 535, 586, 373/41, 224, 415, 535

《訴訟関係者等》

原告： スティーブン・オースティン (Stephen Austen, ?~1751年) (書肆)

ロートン・ガリバー (Lawton Gilliver) (書肆)

ウイリアム・クラーク (William Clark) (書肆)

原告書籍： Against being righteous over much

原告書籍の著作者： ヨセフ・トラップ (Dr. Joseph Trapp, 1679~1747年)

被告： エドワード・ケープ (Edward Cave, 1691~1754年) (書肆)

被告雑誌： Gentleman's Magazine

被告要約： The Nature, Folly and Danger of Being Righteous Over-

much

裁判所：大法官裁判所

判決日：1739年5月17日

裁判官：ハードウィック卿 (Lord Hardwicke)

エドワード・ケープ (Edward Cave, 1691~1754年) は、1731年1月、株価、誕生・死亡・結婚記事、死亡者略歴記事、新刊本のリスト、就職案内、教会内の昇進情報、書評、翻訳、短い伝記、詩、読者の投書、さらに、商人に興味のある新商品情報など、その当時の人々が興味や関心を持ちそのような社会的、政治的、科学的、文芸的、歴史的情報を収集して、月刊誌 *Gentleman's Magazine* を発行部数250部で創刊した。*Gentleman's Magazine* に限らず、その時代の新聞や雑誌は、オリジナルの記事もあれば、他誌や他紙、あるいは単行本で一度印刷された記事や小説、論説などを要約したり、抜粋して、掲載することが慣行として行われていた。

ケープは、1739年6月、*Gentleman's Magazine* の第9号に、ヨセフ・トラップ (Dr. Joseph Trapp, 1679~1747年) の4つの説教集 *Against being righteous over much* の抜粋を、*The Nature, Folly and Danger of Being Righteous Overmuch* という題号で、*Gentleman's Magazine* に掲載を始めた。この説教集で、トラップがメソジスト派のリーダーであるジョージ・ホワイトフィールド (George Whitefield) を攻撃し、メソジスト派と反メソジスト派の両陣営から更なる論争を招いていたため、かなり公衆の注目を受けた説教集であった。ケープはそれに目をつけ、*Gentleman's Magazine* に掲載を始めたが、1739年8月7日、トラップの本件著作物の権利者である書肆ステイーブン・オースティン (Stephen Austen, ?~1751年)、ロートン・ガリバー (Lawton Gilliver)、ウィリアム・クラーク (William Clark) は、ケープを相手に、アン法違反を理由として抜粋の発行の差止を求めて大法官裁判所に提訴したのが本件である¹⁾。

1) *Austen v Cave* (1739), NA, C33/371, f. 493r (Ch.).

「ケーブも、訴状に対する訴答の中で驚きを表し、そのような実務を自分たちは、アン法の違反とは一度も考えたことはないと反論した²⁾。「ケーブは、原告の主張に対して妨訴抗弁を提起した³⁾。「ケーブは、69頁のうち30頁を3頁半に要約して複製し、さらに、すでに何年も何の訴えもなく同じようなことをやってきた⁴⁾と述べた。ケーブは、自分が「そのような要約の販売で、そのような書籍ないしは小冊子の権利者を侵害する意図がなかったし、そのような抜粋の発行がその書籍の権利者にとって合意できないものならば、思うに、自分は何度も行うことはなかったし、書籍の権利者が一度として前述のアン法に反し、あるいは権利者にとって有害であるという異議を唱えてきたこともなかった⁵⁾と述べている。そこで、ケーブは、「何人かが別の著作者の著作物の文章を抜粋することを禁止することは、明らかに前述のアン法の意味と意図ではないので、そのような解釈が、知識と学問の普及に大いに害にならないのかどうかについて、貴裁判所で判断して頂けるようお願い申し上げます⁶⁾と訴答で申し立てた。

大法官ハードウィック卿は、原告オースティンらの請求を認めた。「ケーブは訴答に失敗し、原告がその書籍もその書籍の一部の印刷も禁止する差止命令を付与された⁷⁾。つまり、「Against being righteous over much」とい

2) Isabella Alexander, All Change for the Digital Economy, Copyright and Business Models in the Early Eighteenth Century, 25 Berkeley Technology Law Journal (2010), 1351-1379 (1369).

3) Austen v Cave (1739), NA, C11/1552/3, m.2 (Ch.). Alexander 前掲注 (2) 1370; Ronan Deazley, Commentary on Gyles v Wilcox 1741, in Primary Sources on Copyright (1450-1900), eds L. Bently & M. Kretschmer, www.copyrighthistory.org

4) Austen v Cave (1739), NA, C11/1552/3, m.2 (Ch.). Alexander 前掲注 (2) 1370; Deazley 前掲注 (3)。

5) Austen v Cave (1739), NA, C11/1552/3, m.2 (Ch.). Alexander 前掲注 (2) 1370; Deazley 前掲注 (3)。

6) Austen v Cave (1739), NA, C11/1552/3, m.2 (Ch.). Alexander 前掲注 (2) 1370; Deazley 前掲注 (3)。

7) Austen v Cave (1739), NA, C33/371, f.493r (Ch.). Alexander 前掲注 (2) 1371; Deazley 前掲注 (3)。

う Doctor Trapp の書籍の権利者は差止命令を有した。その被告は、抜粋という見せ掛けとタイトルで、当該書籍の一部を印刷し、さらに、The Gentleman's Magazine という小冊子にその残りを印刷しようとしている。妨訴抗弁者は、このような抜粋は、アン法第 8 条に違反するという理由から、それというのも、文献の回想録におけるすべての抜粋はそのようであるだろうからであるという。しかし、大法官ハードウィック卿によって、その書籍にどんなタイトルを与えるかも、一度に全部を印刷するか否かも重要でない (Austin v Cave, May 1740, MS. Rep.)⁸⁾ と記録されている⁸⁾。ケープには、更なる申請を再提出する時間的余裕が与えられたが、しかし、そのような申請はなされなかった。

(2) Dodsley v Kinnersly (1761), Amb. 403

《訴訟関係者等》

原告：ジェイムス・ドズリー (James Dodsley)

原告書籍：The Prince of Abyssinia, a Tale (1759)

原告書籍の著作者：サミュエル・ジョンソン (Samuel Johnson)

被告：トーマス・キナーズリー (Thomas Kinnersly)

被告雑誌：Annual Register あるいは Magazine

裁判所：大法官裁判所

判決日：1761 年 1 月 1 日

裁判官：記録長官トーマス・クラーク卿 (Sir Thomas Clarke)

公正な要約は盗用ではない⁹⁾。Annual Register or Magazine に発行され

8) Austen v Cave (1739), 22 English Reports, 440–441 ([522] CAP. LV.).

9) (原注 1) Bell v Walker, 1 Bro. C. C. 451. Gyles v Wilcox, 2 Atk. 143; S. C. 5 Hill. MSS. 41 参照。しかし、要約は公正な要約でなければならず、著作物の要約に見せ掛けた短縮は許されない。前掲のケース及び Butterworth v Robinson, 5 Ves. 709 を参照。17 Ves. 424. Pinnock v Rose, 2 Bro. 85, in note ed. Belt. Longman v Winchester, 16 Ves. 269. Matthewson v Stockdale, 12 Ves. 270.

た論文は、盗用ではないと判断された。特に、著作者自身が、抜粋をある定期刊行雑誌に発行していたからである [No Entry in L. R. S. C. 2 Hill. MSS. 433.]。記録には1761年6月15日と記載。

原告らは、著作者サミュエル・ジョンソン (Samuel Johnson) の権利譲受人として、The Prince of Abyssinia, a Tale という題号の2巻からなる書籍を発行した。被告は、Grand Magazine of Magazines に物語の一部を印刷したが、被告はその反応をすべて無視した。被告が印刷することを禁止する差止命令と、印刷したことによって稼得した利得の引渡を求める訴状が提出された。

訴状が提出されて、差止命令のための申立がなされたが、国璽尚書ヘンリー (Henley) はそれを却けた。なぜなら、それは、アン法が保護を意図しているような書籍であるかどうか、疑わしかったからである。そして、現在、本件訴訟が審理に入り、原告らは利得の引渡を放棄し、差止命令だけを請願した。

被告雑誌はどれだけの数量が印刷されたかは正確ではないようであるが、トンソン (Mr. Tonson) と他の2名の書肆は、原告らのために証人尋問を受けた。彼らは、概ね、被告雑誌で印刷されたことによって、原告書籍の販売が被害を受けたと証言した。トンソンは、当該書籍のおよそ3分の2が当該雑誌に印刷されたと推測したが、しかし、トンソンが当該著作物全体、つまり、第1巻ならびに第2巻に関して証言したことは明らかである。しかし、訴状が提出された段階では、第1巻の一部しか当該雑誌には印刷されていなかったし (第2巻の大部分はその後に印刷された)、色の付けられた節によれば、第1巻の10分の1も印刷されてはいなかったという。被

Whittingham v Wooler, 2 Swanst. 428 参照。ある書籍の一部を独創性がなく模倣したことに対しては、一つの訴訟が存在するだろう。もっとも、その書籍の別の部分については別である。Trusler v Murray, 1 East. 363, n. さらに、Macklin v Richardson, post, 694. Thompson v Stanhope, post, 737. Jeffreys v Baldwin, ante, 164 参照。

告の側からは、著作者に伺いを立てることなく、雑誌等に新しい書籍の要約を印刷することはよくあることであるという証拠が朗読された。要約を雑誌に掲載することは、書籍の販売の助けになるので、しばしば著作者からの要請によって行われているという。

原告らは、Annual Register に当該書籍からもっと多くを抜粋して発行した。また、原告らは、1759年4月、Chronicle と呼ばれる新聞にその抜粋を発行したが、それは、その抜粋が被告によって当該雑誌に発行される前であった。その新聞は、原告らとその他の者が所有者であった。さらに、原告らは同じ新聞にミラー (Mr. Miller) のアカネの栽培方法を発行したが、それは、それ以前にミラー自身によってクォート判パンフレットに発表されたものであったという。

記録長官 (Master of the Rolls) であるトーマス・クラーク卿 (Sir Thomas Clarke) は、法廷での審理の後に以下のように述べた。

これが最近の問題であったならば、公衆一般にとっても、研究者一般にとっても、取引界にとっても極めて重大であろうと述べた。しかし、本件訴訟のようなテーマは、しばしば、他の折に当裁判所に提訴されてきた。この種のケースが提訴された場合、そのケースに判決を下す前には、ルールと原理に適合しているかどうかを見極めること以上に必要なことはほとんどない。

3つの質問がなされた。

第1は、原告は果たして、侵害されるような財産権を取得していたのか。

第2は、その財産権は侵害されたのかどうか。

第3は、その申請は当裁判所にとって適切か。

第1の質問に関して、著作者が、アン法以前に、その著作物に財産権を有していたかどうかを判断することは必要でない (Macklin v Richardson, post, 695 参照)。仮に、著作者が財産権を有していなかった場合には、それは法に対する非難である。著作者が14年間という期間の終了後、財産権

を有しているかどうかを判断することも重要でない。この問題は、現在、王座裁判所で係属中であり、これは、前の問題と同一であるように思える。これは、議会がその財産権を保証する意図のあった書籍であるかどうかである¹⁰⁾。当裁判所は、議会が保護する意図に値しないような書籍を保護してきた。例えば、Hoyle's Games of Whist, &c. しかし、私はこの問題に意見を述べるほど明るくはない。というのは、私は、本件で次の問題を判断しなければならないからである。つまり、財産権の侵害が果たして存在したのかどうかという問題である。

これは、大変すばらしく高雅で有益な書籍である。地味なタイトルが着けられていれば、目を引かないだろうが、このタイトルは、人々がその本を手にとってページを開きたいと引き込むかも知れない。被告によって、当該雑誌で印刷されたものは、公正な要約 (fair abridgment) であり、それ自体、盗用ではないと主張された。公正な要約とそうでないものとに一定の境界線を引くことはできない。しかし、どんなケースでも、その個別の状況によるに違いない。

原告によって、それは、盗用であり、公正な要約ではないと主張された。つまり、第1に、印刷された量から、第2に、それが当該書籍を他人に推薦するためではなく、物語だけを印刷し、道徳的で有益な人々の反応をすべて無視して行われたので、全く逆であるという。

第1の点に関して、当裁判所は、その際に色が付けられた文章を調査することによって満足している。

1753年4月25日の *Tonson v Walker* (3 Swanst. 672) 事件では、被告マーチャント (Merchant) は、もともと1,500個の注があったものに28個の注しか追加しなかった。そしてそれは見せ掛けであると判断された。この事件では、当裁判所は、公正な要約であると認定し、盗用ではないと判

10) (原注2) 当裁判所は、財産権の侵害に対して訴訟が維持されることができないような性質の発行物には、差止命令も利得の引渡請求も認めないだろう。Walcott v Walker, 7 Ves. 1. さらに、*Southey v Sherwood*, 2 Mer. 437, in *Thorpe v Macauley*, 5 Madd. 224 参照。

断した。なぜなら、そうでなければ、欲しい人は誰でも、もとの著作物の全部を買わなければならなかったからである。これが、分かり難い要約であったかどうかを調べてみる必要がある。当裁判所は、確かに、商売から流れ出る泉に注意しなければならないが、商売の慣行を拘束力あるものとみなすことはできない。しかし、この慣行の帰結は考慮しなければならないだろう (Hogg v Kirby, 8 Ves. 222 参照)。

第1の異議について、第1巻の10分の1が抜粋 (abstracted) されたとは思われない。

第2に、侵害に関して。

慣行と慣例に基づいてそれを検討しよう。

年鑑 (annual registers) や雑誌という性質は、抜粋やその著作者による分析を与えることである。そして、原告らが当該著作物の抜粋を印刷することは、他人にそのようにする権利を与えるものではないと主張されるけれども、原告らが他人の著作物を印刷したということを証明することは、慣行や慣例を証明することになるかもしれないが、それは、反対告訴であって、正当な抗弁ではない。

ミラー (Miller) の書籍が、二折り版 38 頁を含んでいること、二折り 24 頁は抜粋で印刷されたということは証明された。私は、その抜粋の善し悪しの判断に立ち入ることはできない。その抜粋は、広告の目的に役立つかも知れない。一般的に、その抜粋は、その構成がよければ、著作者にプラスになるだろう。もし、抜粋の構成がよくなるとも、中傷することにはならない。

私を実質的に根拠とすることは、その著作物の抜粋が London Chronicle 紙に発行される前にすでに発行されていたので、それが原告らを侵害するものではないということである。仮にそれを言い逃れであると判断しなければならないとするならば、私は、どんな要約も同様に判断しなくてはならない。そのような判断の結果は波及するので、原告らには不利となろう。

第3に、私は、それを理解しているが、当裁判所に申請することに全く

不都合はない。

これらのケースでの手続方法は、すでに変わっている。以前は、特許権者のケースであったが、審理を開始する際に、当事者は自分の権利を立証するために法を調査するように求められ、その後、報告のために戻ってきた¹¹⁾。しかし、私は、制定法によって著作者の財産権を判断したケースを知らない。古い実務は、ソマーズ卿 (Lord Somers) の時代の以前に、協定のケースであるようである。つまり、当事者は、法を調査するように求められ、仮に、その当事者が損害として何かを回復したならば、当裁判所は訴訟を継続した。私は、当該書籍が、制定法の保護の範囲内であるかどうかについて、全く意見を述べないことは了解されるだろうと繰り返し述べることにする。

原告らの訴状は裁判費用を課すことなく却ける。しかし、原告らが法律上、被告らを上訴する場合に備えて、被告らは、本訴訟の費用に関して自由に申請することができる。

(3) Bell v Walker and Debrett (1785), 28 E.R. 1235

《訴訟関係者等》

原告: J. ベル (Mr. J. Bell)

ピゴット (Mr. Pigot)

原告書籍: An Apology for the life of George-Ann Bellamy

原告書籍の著者: ジョージ・アン・ベラミー (Mrs. George Anne Bellamy)

被告: ウォーカー (Walker)

デブレット (Debrett)

11) (原注3) 1 Ves. jun. 330. 特許のもとでちょっとの間でも権利の排他的な享有があれば、差止命令は、その権利を訴訟で事前に証明することを要せずに付与されるだろう。ただし、特許が新しい場合には反対である。Hill v Thompson, 3 Mer. 624. Harmer v Plane, 14 Ves. 131. Bolton v Bull, 3 Ves. 140. さらに、Progers v Phrazier, 1 Vern. 137. Hicks v Raincock, 2 Dick. 647 を参照。

英米知的財産権法関連判決集〔公正な要約〕(松川)

被告書籍: *Memoirs of the Life of Mrs. Bellamy*

裁判所: 大法官裁判所

判決日: 1785年6月15日

裁判官: 記録長官ロイド・ケニヨン (Lloyd Kenyon)

大法官記録長官 (Master of the Rolls for Lord Chancellor) —— 他人から偽版として盗用した発行物に対し差止命令は認められるが、公正な要約 (fair abridgment) には差止命令が認められない (さらに, *Butterworth v Robinson*, 5 Ves. 709, &c. 参照)。

ピゴット (Mr. Pigot) は、被告らが *Memoirs of the Life of Mrs. Bellamy* というタイトルの書籍を出版することを禁止するための差止命令を申し立てた。その書籍は、訴状によれば、*An Apology for the life of George-Ann Bellamy* という書籍の偽版であるという。

ベラミー (Mrs. Bellamy) は後者の書籍の著作者であるが、その宣誓供述書が提出された。それによると、ベラミーはこの複本の権利を原告に売却し、原告はそれを全5巻に印刷し、15シリングで販売したという。

差止命令が申し立てられた書籍は、全1巻で2シリング6ペンスで売られた。

事実と、その事実がこれに関係する用語でさえ、しばしばももとの著作物から一字一句盗用されていたということを証明するために、2冊の書籍から文節が読み比べられた。

裁判官曰く、仮に、それが大きな著作物の公正で誠実な要約 (fair bona fide abridgment) であるならば、当裁判所により、すでに、いくつかのケースでは差止命令が認められないと判断されている。

ホークスワース (Dr. Hawkesworth) のヴォヤージュ (*Voyage*) に関する事件において、そのように判断された。

裁判官は、目下のところ、それが公正で誠実な要約であるか、あるいは

前者の偽版であるか否かを判断する必要はないが、回答と今後の命令までに、裁判官は、原告に差止命令を与えるために、十分に朗読されたものを聞いた。申立は認められた¹²⁾(Reg. Lib. 1784, A. fol. 411)。

(4) Roworth v Wilkes (1807) , 1 Camp. 94

《訴訟関係者等》

原告：ロワース (Roworth)

原告代理人：ギャロー (Garrow), スカレット (Scarlet), カミン (Comyn)

原告の書籍：The Art of Defence on Foot, With the Broad Sword and Sabre; Adapted Also for the Spadroon, Or Cut and Thrust Sword, New York 1824

原告の書籍の著作者：ジョン・テイラー (John Taylor)

被告：ジョン・ウィルクス (John Wilkes)

被告代理人：法務長官 (The Attorney-General), リチャードソン (Richardson), キャブル (Cabbell)

被告の書籍：Encyclopaedia Londonensis, or An universal dictionary of arts and sciences and literature

裁判所：大法官裁判所

判決日：1807年12月17日

裁判官：エレンバラ卿 (Lord Ellenborough)

(文学と科学に関する一般的な編集物に収録された記事が、他人が著作者

12) (原注1) 引き続き7月15日に、スコット (Mr. Scott) とミットフォード (Mr. Mitford) により、差止命令の解消の申立に基づき、大法官は、記録長官に、Memoirs of G. A. Bellamy, &c. &c. という被告によって請願に名を挙げられ、発行された書籍ないしは著作物を調査し、そして、その書籍ないしは著作物が同一であるか、あるいは、請願に名を挙げられ、原告によって執筆され、発行された An Apology for the Life of G. A. Bellamy, late of Covent Garden Theatre, written by herself, &c. &c. R. L. という書籍ないしは著作物と比べて、どれほど、そして、どの点で異なっているかを調査して比較するように指示した。

である一冊の書籍の多くの部分を複製し、その書籍の販売を侵害する場合には、それは、訴訟によって損害が回復される文学的財産権の侵害である。印刷物の著作権者は、それを盗用した者には、8 Geo II c. 13, 8 第1条の規定にしたがって、その著作権者の名前が印刷物に記載されていなくとも、訴訟でそれを訴えることができる。))

[Francis, Day und Hunter v Feldman & Co, [1914] 2 Ch. 728 を参照。]

書籍と一定の印刷物を盗用したケースに関する訴訟は、それに含まれる。

原告申立の最初の訴因によれば、The art of defence on foot with the broadsword というタイトルで、ここ最近満了した14年の期間内に最初に発行された書籍の著作者であると同時に著作権者であるが、原告は、販売のために、すなわち、そのコピー500部という部数を印刷し発行したという。被告は、「百科事典ロンドンensis (Encyclopaedia Londonensis)」あるいは An universal dictionary of arts and sciences and literature というタイトルで、特定の他人の書籍や著作物の複製物3,000部を悪意で不法に発行し、販売のために陳列し、販売したが、それには、それまでに原告の書籍から、原告の同意なく、悪意で不法に複製されていたという。次の11の訴因は、ほぼ同一の内容であった。そのうちのいくつかは、原告が一つの著作物を発行し、被告が第2の著作物を販売したということを述べた部分を削除し、被告が原告の同意がないのに、原告の著作物の多くの部分を複製し、その著作物を販売のために陳列したと述べている。さらに、原告は自分が合法的に権限を与えられ、懸案の著作物を印刷する独占的権利を有しているということだけを主張するにとどめている。13番目の訴因は、原告が、議会で成立した、何とかという題号の法律(17 Geo III c 57)で定められた1777年6月24日以降、ある印刷物の著作権者であったし、その時から現在まで、ずっと著作権者であったが、その印刷物は、その時まで、大英帝国において食刻されたという。これは、つまり、Inside Guard という題号の印刷物であり、それは、別の印刷物のタイトルでもあった。そし

て、原告は前述した期間中ずっと合法的にそれに対する権利が与えられ、現在も、前述の印刷物等を印刷し再刷する独占的権利と自由が合法的に与えられているという。しかし、被告は、その権利をよく認識していたにもかかわらず、このようなケースのために起草され、制定された制定法規を無視して、前述の1777年6月24日以降、前述のように本件印刷物の著作権者である原告を害したという。原告は、前述のように当該印刷物の著作権者であったけれども、被告は前述の各印刷物を3,000部自ら発行したり、他人に発行させたが、その著作権者は前述のように原告であったし、その原告の同意がなかったという。さらに、最後の訴因が指摘するように、原告の意思に反して、委託によって、原告は当該印刷物についての自分の著作権が過去にも現在にも大々的に侵害され、諸々の大きな利潤を失い、かつ収奪されてきたという。最後の訴因は、正確にいえば同一であるが、被告は販売のために陳列したということ述べるにとどまっている。

1798年の彫版で例証されているように、原告はフェンシングに関する専門書の第1版を発行し、それには、特に、幅の広い剣を使うオーストラリア方式とハイランド方式を統合している点で、かなり珍しさがあったということが証拠として提出された。1804年、原告は、118頁からなる多数の新しい図版のある第3改訂版を1冊半ギニーの値段で発行した。その図版には、1777年法が定めるように、その上に原告の名前はなかったが、書肆であるエジャートン(Egerton)の名前はあった。被告は、百科事典ロンドンネンシスの編集者であり著作権者である。それは、しばらくの間、アルファベット順で、事項が分冊で刊行された著作物である。1805年、被告は「フェンシング」という表題に達したが、それは、そのタイトルが付いた号を発行した時である。それには、原告の専門書の75頁、正確には、別の服装をしていたが、原告のものと同じ姿勢でスタイルを示す3つの彫版を含んでいた。百科事典ロンドンネンシスの当該号は、一部8ペンスで、約2,000部販売された。これは、その著作物の通常の販売数を超えてはいないという。

被告の代理人である法務長官(Attorney-General)は、法廷において、

フェンシングについての百科事典ロンドンネンシスの当該号が、別個の、はっきりと区別できる専門書として発行されていたならば、恐らく、原告の書籍の盗用であったはずであり、それに対しては、訴訟の提起が認められようが、本件では大きな編集物の小さな部分しか構成していないと主張した。本件では、原告の著作物を市場に適合させるという意図は全くなかったという。そして、原告の著作物の販売は、いくらかでも害されたということとを想定する根拠も全くないという。芸術と科学に関するどんな辞書でも、編集者が、複製したのと同じ解説のある別の著作物に比べて、より大きく抜粋をすることも正当化されているという。それによって、公衆は得をして、誰も損害を蒙らない。なぜなら、特定の芸術と科学に関して、薄い専門書を買う代わりに、多巻数の編集物の1巻全部を買う人は決していないからであるという。本件では、原告の著作物を盗用するという意図は全くなかったという。仮に被告がある批評雑誌の中で、それを批判するために少ししか抜粋せずに発行していれば、尚更であるという。原告のものを複製したと主張された3つの印刷物に関して、原告の損害回復に関する争点に予備的異議があった。つまり、原告の名前は、印刷物の上に彫刻されていないという。出版者に印刷物の財産権を付与し、印刷物の上に出版者の名前を表示することが要求したのは、まさにこの制定法であった。したがって、原告には、この制定法によって定められた条件が充足されていないので、制定法上は法的救済がないという¹³⁾。さらに、2つの図版は類似しているけれども、片方は、他人のものの複製とはみなすことはできな

13) (原注 a) 制定法 (8 Geo II, c. 13) 第 1 条は、一定の印刷物、各図版に著作権者の名前が本当に彫刻され、その各印刷物に印刷されたものの財産権を発明者、設計者などに発行の日から 14 年間付与する。そして、他人が、著作権者の同意がなく、その印刷物を印刷した場合には、図版と印刷物が複製されたシートを没収し、印刷物ごとに、5 シリングの罰金を科される。The 7 Geo. III c 38 は、どんな絵画、模型などであれ、そのようなものから引き写された印刷物に拡大し、その権利を 28 年間に延長した。さらに、印刷物の上に何ら名前を表示することを要求しなくした。17 Geo. III. c. 57 は、十分な注意をしなかったことによる (ex abundant cautela) と思われる損害の回復のために特殊な訴訟を用意した。

い。なぜなら、フェンシングでの各ガード体勢は、そのように、明確にはつきりとした姿勢であったので、それを実践する人間の態度は、必然的に同一にならなければならないからである。さらに、これらの印刷物は、制定法によって保護されるようなものでもなかったという。ユークリッドの図のように、それらの印刷物は、単に本文に対する付随的なものに過ぎなかったからであるという。

エレンバラ卿……本件訴訟は、原告に著作権が付与された著作物を侵害したために提訴された。そして、被告の発行物が原告の著作物に取って代わるもの (a substitute) として機能しているかどうかが問題である。評論誌は、一般的には、批評される書籍の代わりとして機能することはない。そのような場合でさえも、抜粋された量が非常に多くて、オリジナルの著作物と同じ知識を伝達するときには、それは、文学的財産権の侵害であり、それに対して訴訟を提起することが可能である。盗用の意図は、この種の訴訟には必要ではない。我々に、その発行物が実質的に複製であって、その複製によって著作権が他人に付与された著作物が侵害されていると申し出るだけで十分である。この種の編集物は、単独で発行された専門書とは違っているかも知れない。しかし、専門書の転載にも、定着した一定の限界があるはずである。すべての近代的な著作物を他人が我が物のように利用することを許してはならない。そうでなければ、百科事典というのは、文学的財産権を完璧に破壊する秘策になってしまうだろう。本件では、全部で118頁であるものから75頁が引き写された。そして、原告が半ギニーで販売したものを、被告から8ペンスで買う人もいるかも知れない。印刷物に関して、被告が主要なデザインを複製したのかどうかの問題であろう。原告の名前が印刷物のうえに彫刻されたけれども、仮に、盗用があったならば、私が思うには、原告は、申立の最後の2つの訴因につき判決を下されることになる。権利を付与された利害関係者にも、コモンロー上、救済が認められる。私は、常に、Beckford v Wood (7 T R. 620) 事件判決にそって判断してきた。当該事件で、王座裁判所は、確かに、その書籍が書

籍出版業組合で登録されてなく、当初は著作者の名前もなく発行されたが、その著作物が盗用された著作者には、損害賠償のための訴訟を維持することができるかと判断した。しかし、一組の印刷物を創作した者が、他人のものをモデルとして使ったのに違いなければ、さらに、印刷物の間にそのような類似性や一致が存在するかどうかを判断しなければならない。Beckford v Wood (7 T.R. 620) 事件では、被告は主要なデザインの筆工である。しかし、その類似性が偶然、あるいは、主題の性質上、必然的に、あるいは、芸術家が単に原告の著作物の本文を読んだだけでデザインを素描したことから発生したと思われる場合には、被告は責任を負わない。しかしながら、被告が、類似性を釈明するためにも、必然的に発生させたという推定を退けるためにも証拠を全く提出していないことは、驚くべきことである。エレンバラ卿が述べたことは、制定法の要件を具備していないという点は救済し、陪審に本文と印刷物に対してそれぞれ損害を算定するように指示した。

原告は、本文に対して 70 ポンド、印刷物に対して 30 ポンドの損害賠償を認める評決が下された¹⁴⁾。

[弁護士：サール (Searle), ビックネル (Bicknell)]

(5) Wilkins v Aikin (1810), 34 E.R. 163

《訴訟関係者等》

原告：ウィルキンス (Wilkins)

原告代理人：サミュエル・ロミリー (Sir Samuel Romilly), シャドウェル (Mr. Shadwell)

原告書籍：The Antiquities of Magna Grœcia

原告書籍の著者：ウィルキンス

14) (原注*) Vids stat 8 Ann.c 19. Donaldson v Becket, 7 Bro.P.C 99, Millar v Taylor, 4 Burr. 2380; Champan v Pickersgill, 2 Wils 145; Tonson v Collins, 1 Blac. Rep. 330; Thompson v Symonds, 5 T.R 41; Cary v Longman, 1 East 358.

被告: エイキン (Aikin)

被告代理人: ハート (Mr. Hart), ベル (Mr. Bell)

被告書籍: An Essay on the Doric Order of Architecture

被告書籍の著者: エイキン

裁判所: 大法官裁判所

判決日: 1810年8月4日

裁判官: エルドン卿 (Lord Eldon)

Walter v Steinkopff, [1892] 3 Ch. 495 参照。

その性質上、結論は地図と道路本のケースと極めて類似し、かなりの侵害があるけれども、一般的な問題ではなく、個別の著作物の著作権が問題である。本件訴訟では、建築についての著作物が、引用 (quotation) ないしは編集 (compilation) によって、他人の著作物を公正に使用 (fair use) し、結局、オリジナルになったかどうかを審理するように指示された。それは、かなりの程度、認められた。差止命令は、本訴訟の結果によっては、利得の引渡を条件として販売が許可されるが、それまでは維持された。

訴状によれば、1807年、原告は、シチリア島とギリシャを旅行し、The Antiquities of Magna Græcia というタイトルで2つ折り版1巻ものの著作物を発行した。それには、版画が添付されていたが、それは、多額の費用を掛けて原告によって作成された図面を転載したものであったという。さらに、訴状によれば、被告らは、その後、An Essay on the Doric Order of Architecture というタイトルで2つ折り版1巻物を発行し販売したが、それは、大部分、本文の頁も版画的な部分も、原告の著作物の複製であったという。いわゆる告発が虚偽であるという主張に対抗して、原告は、被告らの著作物が、原告の著作物の公正な要約 (fair abridgment) ではなく、全体の文節の多くは、変更されなく印刷されている主張し、原告は、利得引渡

と差止命令を申請した。

訴答で被告らは、エイキン (Aikin) は、建築学の教授達の学会のメンバーであり、彼の著作物は著作者自身によって選択され、その学会のルールに従って構成され、その学会の指示により発行されたエッセイであり、原告の著作物を侵害する意図は全くなかったし、原告の著作物を侵害するとも思ってもいかなかったと反論した。さらに、被告は、実は、そのエッセイの構成を始め、自分のほとんどの図解を描いたのは、原告の著作物が発行される前であったという。被告らは、自分たちの著作物が、原告の著作物の正確な複製であるとは考えていなかったが、被告らの著作物は、その性質上、全体として違っていて、原告の著作物と被告の著作物はどちらも一緒に競合する関係にもないし、他の著作物の販売を害するようなこともないと述べた。原告の著作物はマグナ・グラエキア (Magna Græcia) の古代遺跡の解説であり、現存する建築物遺跡がどのように修復されてきたかを理論的に完全且つ詳細に解説しただけでなく、諸国の歴史にも深く立ち入っていると述べた。被告の著作物は、建築とドーリス様式の柱式に限定し、被告は、原告の著作物を複製したのではなく、それ以外の人々の著作物と一緒に引用したり、使用したに過ぎなく、それは不正ではないと述べた。訴答では、さらに、被告は、確かに原告の著作物から複製したが、原告自身が先行する著作者らを引用し、参照したように、被告も公正に引用し (fair quotation)、編集し、要約して、原告らの著作物を表現したものであって、そのいくつかの例を指摘した。そのうえで被告は、いくつかの例では、これは原告の図面から複製したと指摘して自認し、別の部分ではすべて、原告の図面や印刷物を全く複製していないし、原告の線図や図面をそのまま引き写すことは全くなく、ただ、原告の図解と原告の著作物の本文で述べられた寸法の数字をもとに自分で線を引き、そのように図解を作る際に、被告は様々な例を発見したと主張した。その中で、原告の寸法は、被告の図面とは一致していないし、寸法同士も一致していない。被告の図解は、どんな点でもオリジナルであり、原告のよりもずっと正確であると説明し

た。そして、被告の著作物は原告の著作物の要約ではなく、別個の著作物であり、確かに原告の著作物からいくつか引用したり、原告の著作物の些細な部分を要約したものも含まれているが、それらは、被告の著作物の極めて小さな部分、つまり、本文23頁分でしかなく、また、その23頁のうちでも、別の部分に散りばめられた要約と引用をあわせても、全部で3頁を越えていないので、決して非常に価値の高いものでも、重要なものでもないという。原告の著作物は74頁である。被告の著作物には図解が7個しかないが、原告の著作物には72の図解と13のビネットがある。異議申立の内容になっている部分は、昔から様々な著作者によって世に出されたものであり、前述の引用、要約そして、複製された線図(copied lines)も、そのような芸術を例証する特殊な建物を実際に訪問し描写したほかの人々から、ある著作者、特に、建築学の特別な分野を研究する著作者によってかなり引き写されたものであると結論づけた。

被告代理人のハート(Mr. Hart)とベル(Mr. Bell)は、差止命令の解消を申し立てた。

原告代理人のサミュエル・ロミリー(Sir Samuel Romilly)とシャドウェル(Mr. Shadwell)。

大法官エルドン卿(Eldon)。この種の事項に関する裁判権は、コモンロー上の権利を実効あるものにするために想定されているだけである。このコモンロー上の権利は損害賠償訴訟によって有効にすることはできない。なぜなら、ある著作物が盗用されたとして、原告を侵害するような、世に出されたすべての発行物について証拠の全部を陪審に提出することは不可能だからである。したがって、エクイティ裁判所は、全般的にその発行自体を禁止することによって、コモンロー上の権利を実効あるものにするために行動する。それ故に、この裁判権を行使する際に公正な疑い(fair doubt)がある場合には、原告のコモンロー上の権利に関して、エクイティ裁判所は常にそれが審理されることを指示することになる。当分の間、恐らく最善なのは、双方の当事者の利益のために、いくらか準備することである。

引用を口実として、他人の著作物の全体ないしは一部を発行することはできない。これには疑いはない。

もっとも、公正な引用 (fair quotation) というものを、すべてのケースに当て嵌まるように定義づけることは極めて困難であるが、公正な引用を利用することは許される。しかし、公正な引用が問題となったケースでは、困難が発生してきた。そのため、私は、それらのケースをコモンロー裁判所の審理に委ねると同じ手続を取るべきであった。例えば、地図のケース (Matthewson v Stockdale, 12 Ves. 270. Longman v Winchester, 16 Ves. 269 参照) において、ある者が、ある州の地図を発行するとする。他の者が、同様の技術と機会をもっていれば、同じデザインで、自分自身の労働によって、ほとんど同じ複製物 (fac simile) を製作するだろう。その者はそうする権利を持つが、しかし、その権利からそれを使って、その者は、果たして別の地図を複製してよいと今まで主張されたことがあるか。ミドルセックス州の地図の改善点を説明し、今までに発行された当該州の地図すべての歴史を編集し、それらに属する特殊性を指摘し、そして著作権が切れたものも、存続するものも含めて、それらの地図をすべて複製している一つの発行物を想定してみよ。確かに、そのようなケースについて判決がどのように下されるかを予言することは容易なことではない。仮に、それが、すでに発行された当該州の地図の公正な歴史 (fair history) であり、個々の地図の発行が、そのような歴史の例証に過ぎないものであれば、それは、歴史を提示する一つの方法である。しかし、陪審が、他人の地図の発行を営利の目的であると理解したならば、陪審は、別の審議を要求するだろう。したがって、それらのケースでは、ほんの些細な事情が、結果において非常に重要な差をもたらすことがある。道路の本のケースで、誰かが道路地図を発行するかも知れない。全く疑いが無いが、それは、正確にいてパターンソン (Daniel Patterson) のケースと同様であるかも知れない。しかし、誰もその本を盗用することも、それを複製することもできない (Carnan v Bowles, 2 Bro. C. C. 80. Cary v Longman, 1 East, 358. Cary

v Faden, 5 Ves. 24; see the note, 26)。したがって、それがそうであるように編集物についてのもっともな疑問 (fair question) は、被告がそれらの図解を世に発行することができるかどうかである。被告は、原告の地図の複製として、それらの図解を発行することはできないと認められる。私は、両当事者が、極めて尊敬すべき見解によって動かされているということに疑いはない。様々な著作物を調査して、私は、原告のものから盗用された割合はかなりのものであると判断する。それは認められるが、しかし、それほどでもない。そして、前者が、この主題についての法理の範囲内であるかどうかを判断する際に、本件は、後者の状況を提示しているものとみなされなければならない。全体として、これが、オリジナルの著作物という性格にふさわしい、精神的な活動の公正な行使 (fair exercise) として、原告の発行物の合法的な使用であるかどうかの問題である。確かに、その結果は有害であるが、コモンロー上の権利違反となることはない。しかし、それがコモンロー法上の権利違反である場合には、「公正な疑問」が存在するために、差止命令は解消されるべきではない。しかし、通常の成り行きによれば、差止命令を維持されたならば、直ちに訴訟が提起されるのに違いない。本件の妥当な処理は、本件訴訟の結果によっては、被告は利得の引渡を条件として、この著作物を取りあえず販売が許されることであろう。

(6) *Bramwell v Halcomb* (1836), 3 Mylne & C. 737, 738

《訴訟関係者等》

原告：プラムウェル (Mr. Bramwell)

原告代理人：スチュアート (Mr. Stuart)

原告書籍：Manner of Proceeding on Bills in the House of Commons

原告書籍の著作者：ジョージ・プラムウェル (George Bramwell)

被告：ハルカム (Mr. Halcomb)

複数の出版者 (氏名の明示なし)

被告出版者の代理人：エルダートン (Elderton)

英米知的財産権法関連判決集〔公正な要約〕(松川)

被告書籍: Practical Treatise on Passing Private Bills through both
Houses of Parliament (1836)

被告書籍の著作者: ジョーン・ハルカム (John Halcomb)

裁判所: 大法官裁判所

判決日: 1836年7月6日, 7日

裁判官: コッテンハム (Cottenham)

Chatterton v Cave, 1875-78, L. R. 10 C. P. 575; 3 App. Cas. 498 参照。

ある著作者が他人の著作物を盗用したかどうかという問題は、必ずしも、その者が自分の書籍の中に、他人の著作物を量的にどれほど引用したか、あるいは挿入したかという点には係わらない。自分の法的権限を援用して、差止命令を申し立てている当事者の法的で排他的な権限に関して何らかの疑問がある場合には、当裁判所は、コモンロー上の手続によって、法的権限を審理する機会を与えることなくして裁判権を行使することはないだろう。

原告は、庶民院での法案の審理の方法についての専門書の著作者であり、被告のハルカム (Mr. Halcomb) は、議会の両院を通して私的法案についての実務的専門書の著作者であった。訴状は、被告の書籍が原告の著作物から引き写した極めて無数の文章があるために、被告書籍を禁止するために提出された。

法務次官 (The Solicitor-General) とハルカムは、被告に代わって、すでに副大法官によって付与されていた差止命令の解消を申請した。

原告代理人のスチュアート (Mr. Stuart) は、差止命令を支持した。以下のケースが、援用され、どれかについて論評されている。つまり、Miller v Tayer (4 Burr. 2303), Cary v Kearsley (4 Esp. 168), Roworth v Wilkes (1 Camp. 94), Longman v Winchester (16 Ves. 269), Wilkins v Aikin (17 Ves. 422), Mawman v Tegg (2 Russ. 385)。

スチュアートは、たとえ、ハルカムが、自分はブラムウエルの書籍から

それを盗用したと認めたとしても、特に、すでに、ハルカムによって引用されたブラムウェル (Mr. Bramwell) の書籍の量が不公正な量 (unfair quantity) であると主張し、さらに、Mawman v Tegg (2 Russ. 385) 事件を援用した。

大法官コッテンハム (Cottenham)。それが量の問題となるときには、極めて曖昧であるという。ある執筆者は、量的にはその書籍のほんのちよつとであったとしても、他人の書籍の重要な部分すべてを盗用するかも知れない。常に注目しなければならないことは、量だけでなく価値も問題である。量に関して、どんな特定のケースに言及しても、それは無駄である。

コモンローに関する私の見解では、エルドン卿 (Lord Eldon) は、Wilkins v Aikin (17 Ves. 422) 事件判決で、この問題に対して最も適切な立場に立った。エルドン卿は、「この問題は全体として、それが、オリジナルの著作物の性格に値するような、精神的な機能の公正な行使 (fair exercise of a mental operation) において、原告の発行物の合法的な使用であるかどうかである」と述べている。

法務次官の返答が終わって、続けて。

大法官コッテンハムは、私は、本件が、当事者にコモンロー上の彼らの権利を審理する機会を与えることなく、当裁判所の裁判権を行使すべきでないケースであるという意見であることではっきりしている。なぜなら、当事者の権利に関して何らかの疑問が存在する場合には、仮に当裁判所がコモンロー上の審理の機会を与えることなく裁判権を行使したならば、その主題について、当裁判所やコモンロー裁判所において別な法が存在することになってしまうこともあるからである。エルドン卿が Wilkins v Aikin (17 Ves. 422) 事件判決でいうように、この手続きは、まさに法的権利を有効にするためである。法的権利につき、何らかの疑いが存在する場合には、審理することが極めて妥当である。唯一の疑問は、そうしているうちに、差止命令が継続されるべきであるか、あるいは被告が利得の引渡を提供し、それを継続することを約束すれば、差止命令が解消されるべきであるかど

うかということである。差止命令が解消されるかどうかは、明らかに両当事者の利害にかかわる。なぜなら、仮に、結果として盗用があった場合に、被告が事実上、原告の著作物を販売することになれば、本来、原告はその発行物の利得を得ることになるからである。しかし、それどころか、仮に、全く盗用がなかったならば、今度は被告に非常に大きな困難を課すことになる。本件では、盗用があるという前提のもとで、被告はすでに重大な困難を体験した。なぜなら、差止命令が、このシーズンの間、被告の書籍の販売を妨げているからである。スチュアートは、差止命令の継続を強く求めることが適切であると考えるならば、私は、それぞれの書籍の一節ごとに審査しなければならない。

スチュアート。我々は、こうしているうちに、販売の利得を有しているだけではなく、我々は、被告の書籍の販売によって、我々の書籍の販売が妨げられたために、我々が蒙った損失も補填させなければならない。裁判所主事(Master)が、我々が蒙った損害の量を評価するならば、私には異論がない。

大法官。仮にあなたがその権利の証明に成功すれば、裁判所主事に損害額の算定を委ねなければならないように思う。

スチュアート。仮に裁判所主事が、中間利益を算定する際に、我々の分け前だけではなく、被告の書籍が販売されたために、我々の書籍の販売に蒙った損失に対しても補償も認めるならば、それは、公正であろう。

大法官。仮に、差止命令が解消され、あなたが被告の書籍の販売に同意し、そして、あなたが自らの権利を証明したならば、裁判所主事に、あなたがどんな損害を蒙ったかを確定するように委ねることは、公正な取り決め(fair arrangement)であろう。

スチュアートは、ハルカムが自分の著作権を、記録の上では被告らになった何人かの他人に売却したと述べた。

大法官。それでは、本件の審理を土曜日まで延期する。本件につき見解を述べないように、私は、コモンローに関しても、さらに見解を述べるこ

とを控えることにする。

出版者(その他の被告ら)がこの取り決めに加わることに同意するならば、今度、それを解決することができる。

本件は、次の土曜日まで延期するように命じられた。

判例集編纂者としては、本件は7月30日(土曜日)まで、再び言及・審理されなかったと思う。7月30日、エルダートン(Elderton)は、ハルカムが自らの著作権を、その者に譲渡したといわれる出版者の代理で出席した。スチュアートは、ハルカムに対する差止命令が解消されることに反対ではないと述べた。しかし、他の被告らは、差止命令解消の申立をして来なかった。

大法官。私は、申請をした当事者に対してしか命令を発することができない。差止命令は、私の意見では、維持すべきではないが、本件は、法的照会の手続に置くことにする。

その後、ハルカムに対する差止命令だけが解消され、彼の申立の費用は、訴訟費用に含められ、さらに、他の被告らは、自らに対する差止命令を解消させるための申立を次の水曜日までに届け出ることによって、決着がついた。

判例集編纂者としては、本件が、その後、二度と審理されなかったと思う。原告はその後間もなく死亡した。